

電子交付に関する説明

電子的交付とは、不動産特定共同事業者から投資家の皆様への交付が義務づけられている重要事項説明書や契約書などを、書面での交付に代えてインターネットを通じて交付することです。当サイトでは電子的交付を採用しており、当サイトを利用するためには、会員登録時に電子的交付に同意いただく必要がございます。同意いただけない場合には当サイトを利用できませんので、あらかじめご了承ください。

電子的交付の対象書面と内容

- 重要事項説明書（契約成立前書面：不動産特定共同事業法第 24 条） 対象ファンドの概要と重要事項などについて、契約前にご確認いただく書面です。
- 匿名組合契約書（契約成立時書面：不動産特定共同事業法第 25 条） 投資家の皆様とファンド運営事業者が匿名組合契約を締結するための書面です。
- 財産管理報告書（不動産特定共同事業法第 28 条） 出資対象ファンドの運用実績を報告する書面です。

電子的方法の種類

当社は、法に定める方法のうち、以下の方法を採用します。

- PDF 画面閲覧方式（不動産特定共同事業法施行規則第 44 条第 1 項ハ） 不動産特定共同事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた申込者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供する方法
- Web 画面閲覧方式（不動産特定共同事業法施行規則第 44 条第 1 項ニ） 閲覧ファイル（不動産特定共同事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の申込者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて申込者の閲覧に供する方法

電子的交付における留意事項

- 電子的交付書面は、会員登録後のマイページにて閲覧可能です。閲覧可能期間は交付日から 5 年間です。